

2011年度

イノベーション創出基礎的研究推進事業

【技術シーズ開発型研究】
【発展型研究】

研究課題公募要領

この公募は、2011年度政府予算の成立を前提として行うこととして
いるものであり、今後変更等がありうることを予めご了承ください。

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）

目 次

ページ

I	事業の概要	1
1	事業の趣旨	1
2	公募対象となる研究分野	2
3	研究資金のタイプ	3
II	応募要件等	6
1	研究実施体制	6
2	研究課題の構成	6
3	研究代表者及び研究分担者の要件	7
4	研究費の範囲	8
5	研究費の翌年度への繰越し	10
III	応募の手続き	11
1	応募方法	11
2	応募受付期間	11
3	応募に当たっての注意事項	11
4	スケジュール（見込み）	12
5	問い合わせ先	12
IV	採択課題の選定、研究委託契約、研究管理等	13
1	採択課題の選定	13
2	研究委託契約の締結	15
3	研究課題の進行管理	15
4	研究成果の取扱い	15
5	研究成果の評価及び追跡調査	18
6	購入機器等の取扱い	18
7	S B I R関係	18
V	その他応募に当たっての注意事項	20
1	生研センターの事業への重複応募について	20
2	エフォートの管理	20
3	競争的研究資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除	20
4	個人情報取扱い	23
5	研究に当たって海外から遺伝資源を取得する場合について	23
	(別添1) 府省共通研究開発システム(e-Rad)による応募について	24
	(別添2) 専門分野コード表	30

I 事業の概要

1 事業の趣旨

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）は、総合科学技術会議が決定する「科学技術基本計画」や当該計画に基づき農林水産省が定める「農林水産研究基本計画」^{注1}等に則しつつ、民間企業、大学、独立行政法人等による生物系特定産業技術^{注2}に関する研究開発を支援しています。

本事業は、上記の支援を行うためのツールの1つとして、我が国の生物系特定産業における特定の課題の解決や新たなビジネス分野の創出等、研究成果の最終的・具体的な活用先を念頭に置きつつ、2で後述する研究分野における基礎及び応用段階の研究を行おうとする産学官の研究チーム又は単独の研究者に対し、公募を通じて研究を委託するものです（委託契約は研究者が所属する機関と締結します。）。

自然現象の解明のみを目的とする基礎研究や、研究期間終了後にさらなる研究開発を行うことなしに成果を農林水産業の現場に展開し又は成果を活用した商品を上市できる段階の研究（発展型研究ベンチャー育成枠を除く。）、あるいは本事業が対象とする研究分野以外の研究は支援の対象とはなりません。

注1) 農林水産研究基本計画は、食料・農業・農村基本計画に示された施策のうち技術開発を要するものを推進するための研究開発の重点目標及びその達成を図るための具体的な施策を提示するものです。現在の農林水産研究基本計画は平成22年3月に決定されました。詳しくは、農林水産省のウェブサイトをご覧ください。

(http://www.s.affrc.go.jp/docs/kihonkeikaku/aranata_kihonkeikaku.htm)

注2) 生物系特定産業技術とは、農林水産業、飲食品産業、醸造業等に属する事業に関する技術であって、その開発に当たり生物の機能等に密接に関連する研究を必要とするものです。

2 公募対象となる研究分野

以下の分野における基礎研究、応用研究を実施。

(1) 農林水産物の生産力向上・食料安定供給

- 例・超多収性、多産性、産肉性等生産性を高める要因解明とその利用技術の開発
- ・耐塩性、耐寒性、耐暑性、乾燥耐性等の極限環境耐性を発現する機構の解明とその利用技術の開発
 - ・免疫調節・感染防御機構の解明とその利用
 - ・IT（情報技術）、センシング技術（作付け、生育状況等の検知技術）、RT（ロボット技術）等の革新的技術を農林水産分野に導入することによる高度生産管理、生産・流通情報システム等の開発

(2) 食の安全確保

- 例・農林水産物・加工食品に含まれる危害要因の分析・サンプリング法の開発
- ・危害要因の性質・動態の解明とリスク低減技術の開発等リスク管理に必要な技術の開発

(3) 地球温暖化への対応とバイオマスの利活用

- 例・農林水産分野における温室効果ガスの排出削減・吸収機能の保全・強化技術の開発
- ・多様な未利用資源を原料として食料供給と両立できるバイオ燃料を効率的に生産する技術の開発

(4) 農林水産業の6次産業化、国産農林水産物の消費拡大等に資する農林水産物・食品の高品質・高機能化

- 例・農林水産物・食品・酒類の機能性解明と利用技術の開発
- ・食品・酒類の高品質化のための加工法の開発
 - ・農林水産物・食品・酒類の品質保持手法の開発

(5) 新分野創出のための生物機能利用技術開発

- 例・植物、昆虫、動物及び微生物等が有する生物機能を利用した新素材や有用物質生産技術の開発

(6) 生物及び生態系の機能の解明及び高度利用

- 例・生物の環境保全機能の解明とその利用技術の開発
- ・生物機能の高度発揮に向けた植物、昆虫、動物や微生物の環境応答・生物間相互機構の解明とその利用技術の開発
 - ・自然循環機能の発揮に向けた農林水産生態系の構造とメカニズムの解明とその利用技術の開発

(7) 国際的な食料・環境・エネルギー問題への寄与

- 例・海外の有用な自然資源の評価・利用技術の開発又は当該資源を活用した画期的な農林水産物の開発
- ・越境性の病虫害・感染症の拡散予防技術の開発
 - ・森林減少、劣化の防止に貢献する植生回復技術の開発

3 研究資金のタイプ

本事業では、次の2つのタイプの研究資金をもうけています。それぞれの応募要件等はⅡをご覧ください。なお、以下で示されている研究費の上限額は、2011年度予算の政府予算の成立を前提としたものです。また、すべての研究課題への上限額の配分を担保するものではありません。

(1) 技術シーズ開発型研究

採択課題数は、以下の条件の範囲内でア及びイの計9課題程度を予定しています。

- ※ 平成22年度新規採択課題の平均研究規模は一般枠が約6千6百万円、若手研究者育成枠は約2千6百万円でした。
- ※ これまでの採択課題数、採択率は、生研センターのウェブサイトをご参照ください。
http://brain.naro.affrc.go.jp/tokyo/marumoto/inv_up/press100706/index.htm

ア 一般枠

理工系を含む多様な研究者の独創的なアイデア、基礎科学、医療等他産業の研究分野における萌芽段階の研究を基に、研究期間内に生物系特定産業における諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる新たな技術シーズを開発するための目的基礎研究が対象です。また、この研究での成果が、将来、生物系特定産業の応用や実用化への具体像が明確に示されていることが必要です。技術シーズ開発型研究一般枠においては、国際共同研究^(注)を行うことが可能です。

- ・研究期間：5年以内
- ・研究規模：7千万円以内／年（国際共同研究を含む場合には、研究費の上限が、8千万円となります。）（間接経費含む。）

(注) 国際共同研究とは、我が国独自又は我が国と諸外国共通の生物系特定産業における諸課題の解決等につながる技術シーズ開発のために外国研究者と共同研究を行うもので、実施の形態は、①委託研究の一部を海外の研究機関に再委託すること、②研究目標の達成に不可欠な外国機関に所属する研究者を招へい又は③日本国内の機関に所属する研究者を外国の機関に派遣して、共同研究を実施することです。（専ら諸外国における課題を解決するための研究（例えば、中南米・東南アジア・アフリカ諸国におけるコーヒー豆の増産に向けた研究等）は対象となりません。）また、上記の活動を伴わない国際ワークショップ等の開催は、国際共同研究とはみなしません。

イ 若手研究者育成枠

技術シーズ開発型研究一般枠と同様技術シーズを開発するための目的基礎研究であって、若手研究者（原則39歳以下）によるものが対象です。この枠では、過去の業績よりも、柔軟な発想に基づく挑戦的な研究課題の提案を期待しています。なお、この枠においては研究計画に国際共同研究を含めることはできません。

- ・研究期間：3年以内（ただし、終了時に高い評価を得た研究課題については、継続を希望する場合、2年以内の継続実施を認めることがあります。）
- ・研究規模：3千万円以内／年（間接経費含む。）

ウ 予備的研究の実施

「技術シーズ開発型研究」において、採択に至らなかった研究課題のうち、当該研究課題において技術シーズの開発が期待されるものについて、面接審査の選考・評価委員の推薦があり、かつ審査の結果を踏まえた予備的研究の実施について研究代表者の同意があった場合は、予算の範囲内で1年間の予備的研究に必要な予算を配分します。

なお、本研究については、平成23年度予算上の扱いであり、平成24年度の採択を約するものではありません。

(2) 発展型研究

採択課題数は、以下の条件の範囲内でア及びイの計5課題程度を予定しています。

- ※ 平成22年度新規採択課題の平均研究規模は一般枠が約5千2百万円、ベンチャー育成枠は約4百80万円でした。
- ※ これまでの採択課題数、採択率は、生研センターのウェブサイトをご参照ください。
http://brain.naro.affrc.go.jp/tokyo/marumoto/inv_up/press100706/index.htm

ア 一般枠

「技術シーズ開発型研究」や他の基礎研究で開発・確立された技術シーズを生物系特定産業における諸課題の解決や新たな事業の創出等のイノベーションにつなげるための応用研究^(注)が対象です。研究期間内で、農林水産業・食品産業の現場に展開できる技術や商品に確実につながる成果を生み出す研究開発(商品のプロトタイプ等)であることが必要です。発展型一般枠においては、国際共同研究を行うことが可能です。

本年度の採択課題から段階的競争選抜方式を導入し、2年目の研究の終了時に当初設定した2年間の目標の達成度を評価し、その評価により最終年度の研究実施の可否を決定する方式をとります。

なお、最終年度の研究の実施の可否については、評価の結果により決定することから、最初の採択の段階で最終年度の研究の実施を保証するものではありません。

(注) ラボレベルの研究成果の実用化に向けてスケールアップするための応用研究も対象です。

- ・ 研究期間：3年以内
- ・ 研究規模：6千万円以内/年(国際共同研究を含む場合には、研究費の上限が、7千万円となります。)(間接経費含む。)

イ ベンチャー育成枠

技術シーズを活かした新たな事業を創出するための応用段階の研究開発です。研究開発ベンチャー企業^(注)に所属する研究者、又は研究開発ベンチャー企業設立の計画を有する研究者が主導するものが対象で、研究代表者が中心となって研究開発ベンチャー企業において新事業を立ち上げ、又は研究課題終了後2年以内に新会社を設立する必要があります。

発展型研究ベンチャー育成枠は、中小企業技術革新(SBIR)制度における段階的競争選抜の考え方の下、新規事業創出又は企業設立に関するフィージビリティスタディを行うフェーズⅠと応用段階の研究開発を行うフェーズⅡから構成されています。応募に当たっては、双方を含んだ提案をしてください。なお、この枠においては研究計画に国際共同研究を含めることはできません。

(注) 本事業における「研究開発ベンチャー企業」とは、その組織の中核的人物が自ら開発した新しい技術を武器として、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開し、将来的な株式公開を念頭に置きつつ新規に市場の開拓を行っている中小企業であって、大企業の資本系列にないものとしします。

① フェーズⅠ

フェーズⅡにおいて実施する研究開発の成果を用いた新規事業の立ち上げ又は研究開発ベンチャー企業設立の見通しを明らかにするため、

- ・成果の知的財産化及びその実施許諾収入益、製品化に係る採算可能性等を把握するための調査
- ・新規事業の立ち上げ又は研究開発ベンチャー企業設立に向けた具体的なビジネスプランの作成

等のフィージビリティスタディを実施するとともに、必要に応じて補完的研究も実施できます。

なお、フェーズⅠの結果を外部の有識者から構成される選考・評価委員会で審査、評価していただき、評価結果に基づきフェーズⅡの実施の可否を判断します。

- ・研究期間：1年以内
- ・研究規模：5百万円以内（間接経費なし。）

② フェーズⅡ

フェーズⅠの結果について高い評価を得た課題のみが対象です。フェーズⅠの結果を踏まえて修正・改善された実施計画等に基づき研究開発を実施してください。

- ・研究期間：2年以内（ただし、終了時に高い評価を得た研究課題については、継続を希望する場合、1年間の継続実施を認めることがあります。）
- ・研究規模：3千万円以内／年（間接経費含む。）

II 応募要件等

1 研究実施体制

本研究は、単独又は複数の研究者からなる研究チームにより応募してください。研究チームは異なる機関に所属する研究者により構成することも可能です。

発展型研究においては、研究期間内で、農林水産業・食品産業の現場に展開できる技術や商品に確実につながる成果を生み出す研究開発であることから、産学官、産学又は産官の研究者が連携した研究チームによる応募が望ましいものの、これ以外の構成による研究チームでも目的達成が可能と判断される場合は応募が可能です。

参画する研究者は、研究チーム全体の目的を達成するために必要不可欠な役割を分担する者に限ります。また、その人数については、研究チーム内の連携が円滑かつ確実に行われ得る範囲に限定してください。

また、発展型研究ベンチャー育成枠においては、民間企業、大学等の研究機関において研究開発成果を活用した新規事業の立ち上げに責任ある立場で携わった経験を有し、起業に向けた研究開発の方向付け、指導、助言等ができる者（以下「起業支援者」という。）又は研究成果を用いて設立される新会社の経営責任者となる予定の者（以下「起業者」という。）も研究分担者として研究チームに参画することが可能です。

研究の遂行に必要なポストドクター研究者（以下「ポストドク」という。）や研究補助者等を研究費の範囲内で雇用し、研究チームに参加させることも可能です。研究実施場所は、原則として各研究者の所属する機関とします。

2 研究課題の構成

研究チームメンバーの所属先が複数の機関（原則法人単位とします。法人内の機関単位で契約主体が定められている場合は、当該契約主体単位とします。）の場合は、総合的・包括的な研究課題（大課題）の下に、研究内容の相違によって整理した分担課題（中課題）を設定してください。

この場合、1 分担課題につき 1 機関が責任をもって担当し、複数機関で担当しないことを基本とし、分担課題ごとに責任者（以下、「研究分担者」という。）を定め、これらの研究分担者のうちの 1 人を研究代表者としてください。

研究委託契約については、研究機関ごとに契約を結びます。

なお、研究チームメンバーに独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に所属する研究者が参画することは従来どおり可能ですが、「行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分け第 3 弾（後半）の評価結果」（平成 22 年 11 月 26 日行政刷新会議（第 14 回）資料）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に所属する研究者が責任者となる分担課題に対しては研究費を支出しません。他の分担課題からの再委託についても認めないこととします。

研究課題 [大課題]

責任者：研究代表者（研究分担者 a～c のうちの 1 人）

— 分担課題 1 [中課題]（担当：A 機関）

責任者：研究分担者 a

— 分担課題 2 [中課題]（担当：B 機関）

責任者：研究分担者 b

— 分担課題 3 [中課題]（担当：C 機関）

責任者：研究分担者 c

分担課題 1, 2, 3 は、それぞれ一つの研究機関が担当するものとします。

3 研究代表者及び研究分担者の要件

(1) 研究分担者

研究分担者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

ア 応募課題に関する研究を適切に実施する能力を有し、研究期間を通じて応募課題に関する研究に責任を負うことができること。

イ 生物系特定産業に関連する分野の研究を遂行し得る技術的・経済的能力と適切な経理事務の執行・管理体制を有する日本国内の国公立試験研究機関、独立行政法人、大学、特殊法人、認可法人、公益法人、民間企業等に所属する常勤の研究者であって、研究期間を通して研究施設等の利用が確保されていること。（本要件については、応募様式ファイルの「承諾及び確約書」により確認します。）

ウ 日本語による面接に対応できる程度の日本語力を有すること。

エ 技術シーズ開発型研究一般枠及び発展型研究一般枠において国際共同研究として海外への研究機関の再委託を行う場合は、所属する研究機関が、海外の研究機関と適切な研究委託契約を締結できる事務処理能力・体制を有すること。

オ 技術シーズ開発型研究若手研究者育成枠においては、研究チームの構成員全ての年齢が、平成 23 年 4 月 1 日において 39 歳以下であること。（ただし、出産・育児休業を取得した者（男性も含む。）については、出産・育児休業日数を差し引いた年齢が平成 23 年 4 月 1 日において 39 歳以下であること。）

(注) 育児休業日数とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第 9 条に規定する期間をいいます。また、同法第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項に規定する勤務時間の短縮措置を適用した場合、その短縮された合計時間は、1 日当たりの就業時間数を 8 時間として日数に換算し、小数部を切り捨てたものを育児休業日数に加算できるものとします。

（例：1 日あたり短縮された就業時間が 2 時間の場合、4 日間で育児休業日数 1 日とみなすことができます。）

発展型研究ベンチャー育成枠においては、ア及びイにかかわらず、以下の要件を満たす者については、参画が可能。

カ 起業支援者又は起業者であって、適切な経理事務の執行・管理体制を有する国内の機関に所属し、研究期間を通じて提案書に明記された作業に従事できること。（所属機関に関する要件については、応募様式ファイルの「承諾及び確約書」により確認します。）

（２）研究代表者

研究代表者については、上記（１）に加え、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

ア 研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。

イ 発展型研究ベンチャー育成枠においては、研究開発ベンチャー企業において自らが中心となって新事業を立ち上げ、又は研究課題終了後２年以内に自らが中心となって新会社^{（注）}を設立し、研究成果を活用した商品又はサービスの提供を開始する具体的な計画を有すること。

（注）本提案の新会社については、研究代表者が所属する単一の企業による出資比率が５０％以上にならないことを原則としますが、応募当初は出資比率が１００％であっても、将来的に５０％未満まで引き下げる計画を有し、提案書にその旨が明示されている場合には審査の対象となります。この場合には、発展ベンチャー枠様式５の５．に引き下げ計画を明記してください。

ウ 発展型研究ベンチャー育成枠においては、新事業に必要な出願済みの知的財産を保有し、又はその実施許諾を受けていること。

４ 研究費の範囲

生研センターが負担する研究費の範囲は、研究の遂行に必要な経費及び研究成果のとりまとめ又は発表のために必要な経費とします。具体的には、以下の（１）から（３）のとおりです。

応募の際は、研究費の概算を様式に従って入力していただきますが、初年度における委託額は、審査の結果等を勘案して生研センターが定める予定価格の範囲内で決定します。２年目以降についても、年度評価の結果を勘案し、生研センターが定める予定価格の範囲内で毎年度開始前までに決定します。

（１）直接経費

直接経費への計上は、本委託事業の遂行及び研究成果のとりまとめ又は発表に直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。

ア 物品費

（ア）設備備品費（発展型研究ベンチャー育成枠フェーズⅠを除く。）

- ・備品の整備については、計画的に研究を推進する観点から、原則として１年目に集中的に行い、２年目までに完了するものとします。
- ・研究の遂行に必要であり、専ら本委託事業に使用される機器類の購入及びその設置に必要な経費。購入価格が２０万円以上の機器・設備類は、可能な限りリース又はレンタルによる調達を基本とし、その場合はその他（諸経費）に計上してください。
- ・研究の遂行に必要な機器類の製造費、改造費（設計費を含む。）。本事

業では、建物の建築・購入・改造等施設に関する経費は認められません。

(イ) 消耗品費

- ・研究に直接要する試薬、資材、部品その他の消耗品等の購入に必要な経費。

イ 人件費・謝金

(ア) 人件費

- ・委託研究に直接従事する研究機関に所属する研究者や委託試験研究のために受託機関において臨時に雇用するポスドク等の研究者に係る給与、諸手当及び社会保険料事業主負担分。
- ・研究実施場所に一定期間出勤して実験補助、資料整理等を行う研究補助者に関する経費。
- ・派遣会社を通じたポスドクの雇用のための経費。
- ・研究機関によっては、その内部規程により人件費を計上できない場合がありますので、各研究機関の規程を確認して下さい。

なお、本事業を含む複数の外部資金から研究員、研究補助者に人件費等を支払う場合は、各人の作業日誌を作成し、その作業日誌に基づき、本事業に直接従事する時間数により算出することになります。

(イ) 謝金

- ・専門知識の提供、情報収集、セミナー、講演会への参加等により協力を得た者への謝金及び旅費。

ウ 旅費（国内旅費及び外国旅費）

- ・研究機関に所属し、予め研究実施計画書に記載された研究者による試料の採取、観測・測定又は研究成果発表等のための研究集会への参加に必要な交通費及び滞在費。
- ・外国旅費について、発展型研究ベンチャー育成枠については、国際学会等で研究成果を発表する場合に限りです。
- ・技術指導・共同研究講演を目的として、外国機関に所属する研究者を招へいするための交通費、滞在費及び招へいした研究者を被保険者とする招へい期間中の傷害保険料。

エ その他

(ア) 外注費

- ・外注分析に要する経費、電子計算機使用料、本事業で購入、製造、改造した機器・設備類の修繕費、試作品製作費、データベース検索料、市場調査等に要する経費。

(イ) 印刷製本費

- ・研究報告書等、研究活動に必要な書類を作成するために必要な経費。

(ウ) 会議費

- ・研究成果普及のために必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に必要な経費。

(エ) 通信運搬費

- ・研究の推進に必要な研究者間の電話、ファクシミリ、インターネットの利用料金等通信に要する経費及び研究機材の運搬や試料の送付等に必要な経費。

(オ) 光熱水料

- ・研究実施のために使用する機械装置等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。

(カ) その他（諸経費）

- ・専ら本委託事業を行うために使用される機器等のリース料またはレンタル料、施設等の賃借料

(キ) 消費税相当額

(2) 間接経費（発展型研究ベンチャー育成枠フェーズⅠは除く。）

管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等、研究の実施を支えるための経費であって直接経費として充当すべきもの以外のものを、直接経費の30%相当を上限として計上することができます。

ただし、国際共同研究において海外の研究機関への再委託を行う場合は、再委託費中に間接経費を計上することはできません。

なお、間接経費の執行に当たっては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成17年3月23日改正）」

(http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2010/pdf/sisin_etc-06.pdf) に基づき、使途の透明性を確保し、適切な執行を図ってください。

(3) 再委託費・共同実施費（国際共同研究に限る。）

国際共同研究を行う場合に、海外の研究機関に研究の一部を再委託するために必要な経費。（国内の研究機関への再委託は、原則として認めておりません。）本経費の計上は、上記（1）に定める項目に準じて行うものとします。なお、再委託費の額は委託研究費の50%未満とします。

- ※1 当該研究機関等が本来的に営む業務を実施するために整備した機器を本委託事業のために使用した場合、その機器が破損または劣化等で使用不能となっても当経費での機器の更新は認められません。
- ※2 試作品等について、受託機関が資材を購入して作成したものについては消耗品として、他者に設計図を示して試作を行って貰う場合の費用は外注費として計上して下さい。

5 研究費の翌年度への繰越し

複数年度にまたがる研究委託契約を締結した場合、研究実施期間の範囲内で年度をまたいだ調達契約を可能としています。ただし、研究機器の納期が想定外の原因により遅延することとなり、年度内の納入が困難となった場合など特別の理由がある場合に限りです。

Ⅲ 応募の手続き

1 応募方法

研究代表者が参画機関の研究内容を取りまとめた上で、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<http://www.e-rad.go.jp>（別添1参照））を使用して応募してください。

e-Rad を利用するためには、研究機関及び研究者情報の登録が必要となります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお聞き下さい。）

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報^(注)の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研センターに提出されませんのでご注意ください。また、採択された場合は、各参画機関と生研センターが個々に研究委託契約を締結することになりますので、研究代表者及び研究分担者においては、予め、自ら所属する機関の経理担当部局との調整を十分に行っていただく必要があります。その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

(注) 応募情報

e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等及び生研センターが定めた応募様式に必要事項を記載した「応募内容ファイル」に含まれる内容を総称して「応募情報」といいます。また、「応募情報」をPDFファイルに変換したものを「応募情報ファイル」、これを印刷したものを「応募内容提案書」といいます。

2 応募受付期間

本事業への応募期間は、平成23年1月24日（月）午前10:00～23年2月4日（金）午後5:00までとします。システムの利用可能時間帯は、次のとおりです。

（月～金曜日）午前6:00～翌日午前2:00

（土～日曜日）正午～翌日午前2:00

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

3 応募に当たっての注意事項

- (1) 本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- (2) e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- (3) 提出後の応募情報ファイルの修正には応じられません。

4 スケジュール（見込み）

1月24日	受付開始
2月4日	受付終了
2月下旬～	第一次書類審査
4月上旬～	第二次書類審査
5月	面接審査
6月	採択課題決定

(注) スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研センターのウェブサイトで随時お知らせいたします。

5 問い合わせ先

(1) 応募に関する問い合わせ

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構
生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）

住 所 〒105-0001

東京都港区虎ノ門3丁目18番19号 虎ノ門マリビル10階

(URL<http://brain.naro.affrc.go.jp/tokyo/>)

技術シーズ開発型：新技術開発部 基礎研究課

電 話 03-3459-6569 FAX 03-3459-6594

E-mail kisoken@ml.affrc.go.jp

発 展 型：新技術開発部 技術開発課

電 話 03-3459-6567 FAX 03-3459-6577

E-mail kaihatsu@ml.affrc.go.jp

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土、日、祝日を除く。）

(2) その他

ア 地域における産学官、異分野、異業種連携に関する問い合わせ

地域における農林水産業・食品分野の産学官、異分野、異業種連携のための様々な取組を行う NPO 法人等の団体が各地域（北海道、東北、東海、近畿、中国四国、九州）において活動しています。それらの地域団体はその活動の一環として、競争的研究資金の獲得支援、産学官や異分野の共同研究体制の構築等のコーディネート活動を行っていますのでご活用ください。

(参考) 相談先一覧

<http://agri-renkei.jp/coordinator/index.html>

イ ベンチャー企業の支援策に関する問い合わせ

生研センターは、発展型研究ベンチャー育成枠受託者に対する各種ベンチャー支援事業に関する情報提供、相談対応等を行っています。これらの支援内容を予めお知りになりたい方は企画第1課までご連絡ください。

企画第1課：電 話 03-3459-6565 FAX 03-3459-6566

E-mail brainkil@ml.affrc.go.jp

IV 採択課題の選定、研究委託契約、研究管理等

1 採択課題の選定

(1) 選定方法

生研センター内に設置する外部の専門的有識者からなる課題選考のための選考・評価委員会が、予め定められた方法に従って、応募課題の内容を審査し、採択候補課題を選定し、その結果を踏まえて生研センターが採択課題を決定します。生研センターは、採択課題の決定に当たって、研究内容、研究チーム構成、研究費の額の変更等の条件を付す場合があります。

審査は非公開で行われ、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また、応募課題の利害関係者は、当該課題の審査から排除されることになっております。

(2) 審査項目

下記の項目毎に評価を行い、その結果を総合的に勘案して採択候補課題を選定します。

ア 生物系特定産業や社会・経済への貢献

- ・生物系特定産業に関連する分野の研究であること。
- ・技術シーズ開発型研究にあつては、生物系特定産業における技術上の諸課題の解決や革新的技術の開発につながる技術シーズを開発すること。
- ・発展型研究にあつては、他の基礎研究で開発・確立された技術シーズを応用・発展させることにより、生物系特定産業における諸課題の解決や、新たな事業の創出につなげる成果を生み出し、そのことを通じて生物系特定産業や社会・経済への貢献が大きい研究であること。

イ 新規性・独創性（技術水準を含む。）

- ・現行の技術水準や関係研究分野の動向から見て、画期的な波及効果が期待される新規で独創的な研究であること。
- ・国際的に見て技術水準が高く先導性・主導性を持つ研究であること。

ウ 目標の明確性・達成可能性

- ・目標達成に向けた課題設定が適切で、明確に示されていること。
 - ・研究終了時まで目標とする研究成果の獲得が可能であること。
- 特に、技術シーズ開発型研究については、研究期間内で、農林水産業・食品産業の現場に展開できる技術や商品に確実につながる成果を生み出す研究（商品のプロトタイプ等）であること。

エ 研究計画・研究実施体制の妥当性

- ・研究の計画やスケジュールが妥当であること。
- ・研究実施体制（参画研究機関との役割分担等）が妥当であること。
- ・総合科学技術会議が決定した「科学技術基本計画」や当該計画に基づき農林水産省が定めた「農林水産研究基本計画」等、国の科学技術政策に合致していること。

オ 研究代表者等の研究実績の優位性

- ・研究者が、論文発表、知的財産権等の取得、受賞歴等の過去の研究実績に鑑みて、当該研究課題の遂行に十分な経歴を有していること。

カ 研究成果に関する知的財産管理の方針等

- ・参画機関個々の知的財産に係る体制、知的財産ポリシー等が整備されていること。
- ・研究チームにおいて知的財産管理の方針等が合意されていること。

国際共同研究を行う場合には、公募対象となる研究分野にかかわらず、ア～カに加えて以下の項目が加わります。

キ 国際活動の妥当性

- ・課題が我が国独自又は諸外国と共同で解決すべきものであること。
- ・国際共同研究を行う必要性及び相手機関の選定が妥当であること。
- ・国際共同研究の準備状況に無理がないこと。

技術シーズ開発型研究若手研究者育成枠においては、ア～カに加えて以下の視点が加わります。

ク 課題解決のために設定された研究手法に、提案者の独自性・発想の柔軟性があること。

発展型研究ベンチャー育成枠においては、ア～カに加えて以下の視点が加わります。

ケ ベンチャー創出の可能性

- ・技術開発の成果を活用した製品・サービスについて確実な需要が見込まれるものであること。
- ・新規事業の立ち上げ又はベンチャー企業の設定に向けた計画が妥当であって、事業実現の可能性が高いと見込まれること。

なお、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成 22 年 12 月 3 日法律第 67 号）（六次産業化法）に基づく認定申請を予定している計画案及び国際共同研究の計画がある研究課題については、書面審査過程において優先して取り扱います。ただし、必ず採択することを約するものではありません。

（3）審査の手順

審査は、次の手順で行う予定です。

ア 第一次書類審査

応募内容提案書をもとに 1 課題当たり複数名の書類審査専門委員が、科学的・技術的視点に基づいた審査を行い、その結果に基づいて第二次書類審査の対象とする課題を選定します。提案課題数の半数程度又は採択予定課題数の 4 倍程度を選定する予定です（提案課題数が少ない場合には実施しないことがあります）。

イ 第二次書類審査

アで選定された課題について、応募内容提案書をもとに、1 課題当たり複数名の選考・評価委員及び専門委員が、総合的視点により審査を行い面接審

査の対象とする課題を選定します。採択予定課題の2倍程度を選定する予定です。

ウ 面接審査

イで選定された課題について、選考・評価委員及び専門委員が、研究代表者に対する面接審査を行い、採択候補課題を選定します。

エ 採択決定

生研センターにおいて、ウの採択候補課題について重複応募等をチェックした上で最終的な採択課題を決定します。

(4) 選定結果の通知

書類審査及び面接審査における選定結果については、e-Radによる提案時に付与される応募番号を生研センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表するとともに、生研センターから研究代表者あてに通知されます。なお、不採択となった課題については、通知の際に、不採択理由等をお知らせします。

2 研究委託契約の締結

研究委託契約は、生研センターと研究者が所属する機関との間で締結されます(研究者個人との間では研究委託契約の締結は行いません。)

研究委託は、予備的研究の実施、発展型研究一般枠及び発展型研究ベンチャー育成枠フェーズIを除き、原則として研究終了年度までの複数年度契約とします。

契約時に提出していただく研究実施計画書には、全契約期間の研究実施計画と委託費総額を記載していただきます。

年度毎の委託金額については、委託研究課題の評価(下記5を参照)等の結果を踏まえ、年度毎に決定します。

生研センターと各機関との間で契約条件が合致しない場合は、契約の締結、研究費の支払いができないため、課題の採択が取り消されることとなりますので御了承ください。

生研センターは外国機関とは研究委託契約を締結しません。国際共同研究を行うために外国機関への支払いが必要な場合には、受託機関から行う必要があります。

3 研究課題の進行管理

生研センターに所属する本事業のプログラムオフィサーが研究の進捗状況を把握し、必要に応じ助言・指導等を行います。

4 研究成果の取扱い

(1) 研究成果報告書等

研究代表者及び研究分担者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研センターに提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を生研センターに報告していただきます。

また、受託機関は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、毎年度末に生研センターに提出しなければなりません。

(2) 研究成果の発表

生研センターは、提出された研究成果報告書を取りまとめて公表するほか、シンポジウムの開催やプレスリリース等を実施し、成果の普及に努めることとしています。その際、受託機関に協力を求めることがありますのでご承知下さい。

研究代表者や研究分担者等には、国内外において論文、学会発表を行うなどにより、成果の積極的な公開・普及に努めていただきます。なお、研究内容や研究成果を公表する場合は、事前に生研センターに連絡するとともに、本事業を活用している旨を公表する文書に明記していただきます。論文等に明記されていない場合は、原則として、受託研究に係る成果として認められませんのでご注意ください。

また、委託試験研究の終了後においても、研究成果を発表する時は、あらかじめ研究成果発表事前通知書を生研センターに提出してください。

(3) 研究成果の普及

研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置づけ、公的研究費の配分を受けた研究者等については、積極的に取り組むことなどが求められています。

本事業では、農林水産物の生産力向上や農林水産業の6次産業化等に資する研究を実施するとともに、評価などにおいて「成果に関する情報を積極的に発信しているか」という観点を設けていますので、研究の成果・普及について国民全体の理解を一層深めるため、以下の例に示すような「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んで下さい。

- (例) ・生産者、消費者、関係業界等への幅広い研究成果情報の発信
- ・小・中・高等学校の理科事業での特別講演
 - ・地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
 - ・大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

また、これらの活動状況については、毎年度の成果報告書に記載して下さい。その結果は評価対象となりますのでご承知下さい。

(注) 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本取組方針）（平成22年6月19日 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議）

研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置づけ、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

また、「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とすることとなっています。

(4) 研究成果の帰属

受託研究により発生した特許権等の知的財産権については、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール条項）の趣旨を踏まえ、以下のア～エの条件の遵守を約する確認書を研究委託契約後に提出することを条件に、受託機関に帰属させることとします。ただし、生研センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研センターに許諾していただきます。

ア 成果が得られた場合には、遅滞なく生研センターに報告すること。

イ 生研センターが、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合、当該知的財産権等は無償で利用する権利を、生研センター又は生研センターが指定する者に許諾すること。

ウ 当該知的財産権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該知的財産権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合に、特に必要があるとして生研センターが要請する場合、当該知的財産権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

エ 当該知的財産権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次に規定する場合を除き、あらかじめ生研センターの承認を受けること（ただし、次に規定する場合には、事前の承認は要しないが、当該特許権等の譲渡又は許諾を行ったことを生研センターへ報告すること）。

- ・ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合
- ・ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合
- ・ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

我が国の生物系特定産業の発展に支障をきたすことが予想されるなど、受託機関に知的財産権等を帰属させることが、事業の趣旨に鑑みて不相当であると生研センターが判断する場合は、当該知的財産権等を受託機関に帰属させない、又は生研センターに譲渡させる旨の条件を契約時に課します。

また、受託機関が知的財産権等を第三者に譲渡又は実施権等の許諾を行う場合、受託機関が果たすべき当該知的財産権等に係る責務について、当該第三者に果たさせる旨を研究委託契約において約定する必要があります。

更に、生研センターの事前承認が必要な場合であって、我が国の生物系特定産業の発展に支障をきたすことが予想される等、事業の趣旨に鑑みて不相当であると生研センターが判断した場合には、承認しないことがあります。

海外の研究機関に委託研究の一部を再委託する場合は、研究成果に基づく知的財産権等を再委託元である国内の研究機関に帰属させる旨の契約を再委託先と締結していただきます。

受託研究に関して知り得た業務上の秘密（データ、ノウハウ等）については、契約期間にかかわらず、第三者に漏らすことはできません。

本事業の研究成果によって得られた知的財産権等については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権等についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）の適用を受けることとなります。

特許法は、特許を受ける権利を原則として発明者に帰属させていますが、従業者による職務上の発明（職務発明）に関しては、従業者の雇用、設備・研究費の負担など、使用者による一定の貢献があることから、通常実施権を譲渡させ、又はあらかじめ特許を受ける権利若しくは特許権等を使用者に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくことを認めています。委託先において職務発明規程等が定められていない場合は、生研センターへの研究成果の譲渡や実施権の許諾等に不都合が生じますので、速やかに整備をしてください。

(5) 収益納付について

研究終了後の原則 10 年間に研究成果に基づく知的財産権等の実施許諾等により収益が発生した場合は、受託機関は、年度毎の事業化及び収益発生状況を生研センターへ報告して下さい。報告により一定の収益が得られたと認められた場合は、以下の計算式により算出される金額を生研センターに納付していただきます。

納付額 = (収益 - 当該知的財産権等に係る出願費又は登録料 (前年度までの納付金の算出において控除した金額を除く。)) × 寄与割合 × 1/2

5 研究成果の評価及び追跡調査

研究成果については、研究成果報告書及びヒアリングに基づき年度毎に評価を行うとともに、研究終了時に事後評価を行います。

また、技術シーズ開発型研究一般枠については、計画期間の中間年度（3年目）にピアレビュー方式の中間評価を行います。

これらの評価結果を踏まえ、必要に応じ研究目的・研究計画の見直し、研究中止の決定等の措置を取ることがあります。

また、研究終了後一定期間が経過したものについては、成果がもたらす波及効果等を把握するために追跡調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

6 購入機器等の取扱い

(1) 購入機器等の帰属

受託機関が研究委託契約に基づき購入した機器類の所有権は、生研センターに帰属します。受託機関には、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類を管理していただきます。

(2) 研究終了後の取扱い

研究期間終了後、生研センターが返還を要しないとした機器類については、原則として、引き渡し時点での残存簿価で受託機関に買い取っていただきます。ただし、耐用年数を経過した機器類及び生研センターが指定した機器類については、無償で受託機関に譲渡します。

また、生研センターが定める額を使用料として支払うことにより、所有権を移転せずに一定期間継続して使用することもできます。

7 S B I R 関係

本事業は「中小企業技術革新制度（S B I R）」の「特定補助金等」に指定さ

れていますので、本事業の成果を利用した事業活動を行う際は、特許料等の軽減、新事業開拓保険制度における債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別な債務保証枠、中小企業投資育成株式会社からの投資対象の拡大等の支援措置を受けることができます。詳しくは、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/20fy/index.html>)

V その他応募に当たっての注意事項

1 生研センターの事業への重複応募について

応募時点において、生研センターの事業（「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」、「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」及び「イノベーション創出基礎的研究推進事業」）により現に実施されている研究課題の実施に責任を有する者（研究代表者、研究分担者、技術コーディネーター又は総括責任者）（平成 22 年度で研究終了の場合は除く。）は、本事業に新たに応募することはできません。

新規に応募する場合、同一の研究代表者及び研究分担者による平成 23 年度の本事業への応募は、1 研究課題に限ります。

2 エフォートの管理

競争的研究資金制度においては、幅広く多くの研究者が応募できることが望ましいことから、特定の研究者への研究費の過度の集中や実施課題の重複を防ぐ必要があります。そのため、応募する研究者のエフォート^(注)、農林水産省のプロジェクト研究等の研究資金事業における重複課題の有無及び獲得資金等を厳密にチェックすることとしています。

(注) エフォート

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率 (%)」に基づきます。本事業における「エフォート」とは、研究者の年間の総研究活動時間（教育・医療活動等を含まない。）に対する、本事業に基づく委託研究の実施に必要となる時間の割合 (%) とします。

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。応募内容提案書では、特別の指定がない場合には、この考え方で記入してください。

研究代表者及び研究分担者は、本事業の応募課題に対して原則として研究活動時間の 50%以上のエフォートを確保していることが望ましいです。応募書類に記載されたエフォートが著しく低いと判断された場合、面接審査の際にその理由を伺うことがあります。

3 競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除

本事業の応募の際には、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取り消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成 21 年 3 月 27 日改正））（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/sinki_koubo_2011.htm）に基づき、研究実施計画及び他府省からの情報等により、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び研究実施計画の内容の一部（制度名、研究者名、所

属研究機関名、研究課題名、研究概要、予算額等)を、他府省を含む他の競争的資金担当部局に情報提供する場合があります。

(1) 研究費の不正使用防止のための対応

ア 不正使用防止に向けた取組み

研究委託契約に基づき行われる研究活動には、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」(<http://brain.naro.affrc.go.jp/tokyo/fuseikokuhatu/guidelinefuseikeiri.pdf>)が適用されます。各研究機関は、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行う必要があります。

イ 不正使用等が行われた場合の措置

(ア) 本事業及び他府省を含む他の競争的資金等において、研究費を不正使用又は不正受給を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、本事業の参画を認めないこととします。

- ・不正使用を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降2年以上5年以内の間でその不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- ・不正受給を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降5年間
- ・不正使用又は不正受給を共謀して行った研究者：その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間
- ・他府省を含む他の競争的資金において不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者：当該競争的資金において応募・参加を制限することとされた期間と同一の期間

(イ) 本事業において研究費の不正使用又は不正受給を行ったため、委託費の全額又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的研究資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募の制限がされる場合があります。

(2) 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

本事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を委託先である代表機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、上記(1)のイの不正受給を行った場合と同様の措置が採られます。

(3) 研究上の不正行為防止のための対応

ア 不正行為防止に向けた取組

研究委託契約に基づき行われる研究活動には、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(<http://brain.naro.affrc.go.jp/tokyo/fuseikokuhatu/guidelinefuseikoui.pdf>)が適用されます。各研究機関は、このガイドラインに沿って、不正行為に関する告発等の受付窓口や、不正行為の告発があった場合の調査委員会の設置等を行

う必要があります。

イ 不正行為が行われた場合の措置

(ア) 本事業を含む上記ガイドラインの対象となる資金（以下、「対象資金」という。）に係る研究活動において、不正行為が行われたと認定された場合、下記ア)の当該認定に係る者に対し、下記イ)の措置が採られます。

ア) 措置の対象者

措置は次の者が対象となります。

- a. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）。
- b. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。
- c. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

イ) 措置の内容

ア) に掲げる者に対して、以下の a. から e. のうち一つあるいは複数の措置が講じられます。措置の内容は、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合や不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無等を考慮し、事案ごとに定められます。

a. 資金の打ち切り

ア) に掲げる全ての者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る本事業の競争的資金の配分を打ち切る等

b. 資金の申請の不採択

対象資金で、不正行為が認定された時点でア) に掲げる者が研究代表者として申請されているものについては採択しない等

c. 不正行為に係る本事業の競争的資金の返還

不正行為があったと認定された研究に配分された研究費（間接経費若しくは管理費を含む。）の一部又は全部の返還

d. 資金の申請制限

a) ア) の a. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

b) ア) の b. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく2年から10年

c) ア) の c. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく1年から3年

e. 措置内容の公表

原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた本事業の競争的資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容等の公表

(イ) 本事業において不正行為に関与したと認定された者（上記（ア）のアの a. 又は b. に該当）については、他府省を含む国費による研究資金を所管する機関に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2 から 10 年間となります。また、不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（上記（ア）のアの c. に該当）についても上記と同様の措置がとられます。応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1 から 3 年間となります。

4 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択課題決定後は、採択課題に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研センターが責任をもって破棄します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照下さい。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm)

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の競争的研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された課題については、研究代表者及び研究分担者の氏名、所属、研究課題名、及び研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース^(注)」へ提供されます。

(注) 政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

5 研究に当たって海外から遺伝資源を取得する場合について

海外からの遺伝資源の取得に関しては、生物多様性に関する条約（CBD）等に基づき、提供国の国内法令等に従って所要の手続き（PICの取得、MATの締結等）を行う必要があります。

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について

1 e-Rad について

e-Rad とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

2 e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせは、生研センターにて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、以下のヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad のポータルサイト (以下「ポータルサイト」という。) をよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには、一切回答できません。

e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	TEL 0120-066-877 (受付時間帯) 平日 9:30~17:30 ※国民の祝日、年末年始を除く。
---------------------	-------------	---

3 e-Rad の使用に当たっての留意事項

(1) e-Rad による応募

e-Rad による応募は、平成23年1月24日(月)午前10時から受け付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) e-Rad の利用可能時間帯

(月～金曜日) 午前6:00～翌日午前2:00

(土～日曜日) 正午～翌日午前2:00

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

(3) 研究機関の登録

e-Rad を利用して応募するためには、研究代表者及び研究分担者の所属する研究機関の情報が応募時まで登録されている必要があります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募

の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

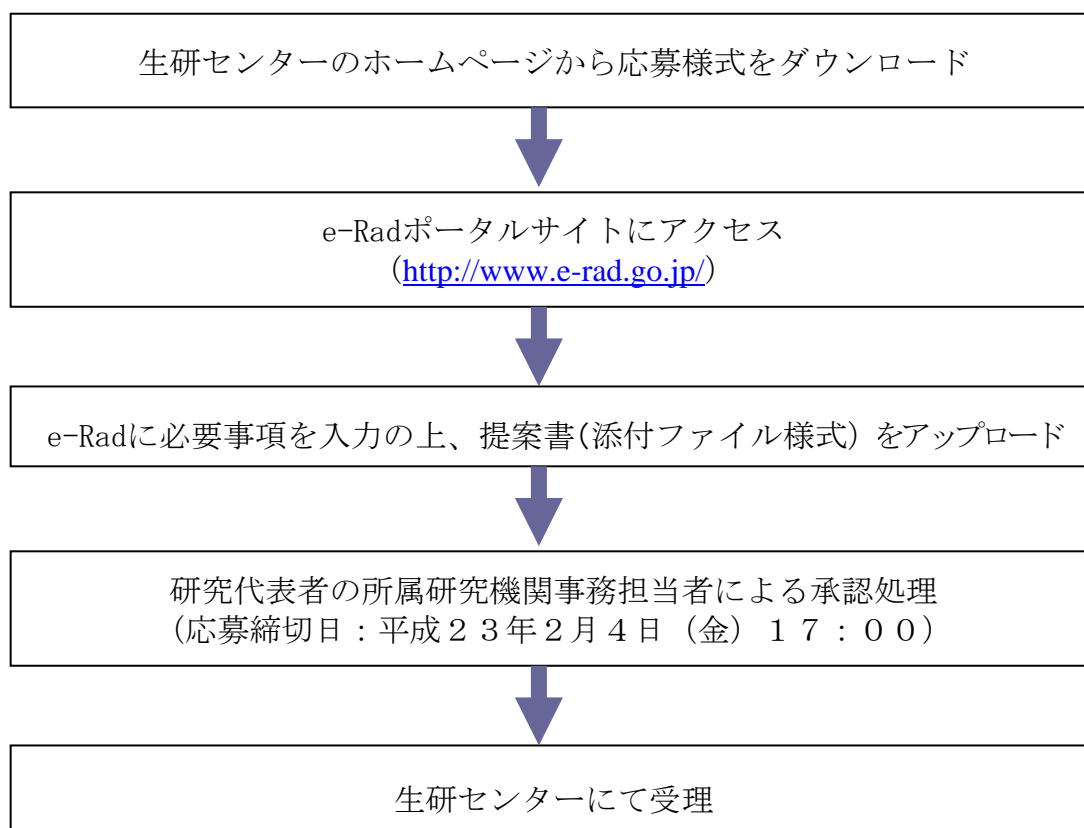
(4) 研究者情報の登録

所属研究機関は、研究者情報を登録し、本事業に応募する研究代表者および研究分担者のシステムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

(5) 個人情報の取扱い

応募情報に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Radを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

4 e-Rad を利用した応募の流れ



※ 生研センターから研究代表者に応募内容について、確認する場合があります。

5 注意事項

(1) 応募情報は、応募者の所属研究機関事務担当者による承認処理を経て、生研センターへ提出した時点で内容を修正することはできません。

(2) 提案書（添付ファイル様式）をアップロードする際は、データ容量制限（最大3MBまで）がありますので、画像や写真の使用にあたっては、容量をオーバーしないようご注意ください。

【研究共通情報】

研究年度	平成23年度		
配分機関名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		
制度名	イノベーション創出基礎的研究推進事業		
事業名	××××××××××××××××××		
新規継続区分	新規		
課題ID	××××××××××××××××××		
研究開発課題名	30文字以内		
研究種別	×××××××		
研究期間	平成 年度 ~ 平成 年度		
研究分野	主分野		
	副分野1		
	副分野2		
	副分野3		
研究キーワード	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
研究目的	500文字以内		
研究概要	500文字以内		

【研究個別情報】

研究分野	○1分野 ○2分野 ○3分野 ○4分野 ○5分野 ○6分野 ○7分野
主な専門分野	
国際共同研究の有無	○有 ○無
研究代表者連絡先 郵便番号	
住 所	
電 話	
E-mail	
研究分担の状況	

【応募時予算額】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	合計
使用内訳 (千円)	直接経費 (千円)	物品費						
		人件費・謝金						
		旅費						
		その他						
		小計						
	間接経費 (千円)	間接経費						
		小計						
	再委託費(千円)							
	研究経費(千円)							

【研究組織情報】

	研究者番号	所属研究機関	現在の専門	直接経費 間接経費 (千円)	エフォート (%)
	氏名(フリガナ) 氏名(漢字)	所属部局名	学位		
		職名	役割分担		
研究代表者					
研究分担者1					

【応募・受入状況】

No	助成の有無	配分機関名		
		事業名		
		研究開発課題名		
		研究期間	予算額(千円)	エフォート(%)
1	○			
		XXXX 年度～XXXX 年度		XXX
2				
3				

○ 研究共通情報の入力

※ 課題IDの入力は不要です。

1. 「研究開発課題名」について

研究課題名（大課題名）を30文字以内で記載してください。

なお、課題名については、原則として研究期間終了時まで変更できないことに留意してください。

2. 「研究期間」について

研究枠ごとに以下のとおり。

技術シーズ開発型研究一般枠：3年～5年

技術シーズ開発型研究若手研究者育成枠：3年以内

発展型研究一般枠：3年以内

発展型研究ベンチャー育成枠：フェーズⅠ（1年）、フェーズⅡ（2年）

3. 「研究目的」について

研究の目的・必要性を記載。添付ファイル（研究枠ごとにより異なります。）様式3の該当部分の要約を記載してください。（500字以内）

4. 「研究概要」について

研究の内容、期待される成果を記載。添付ファイル（研究枠ごとにより異なります。）様式3の該当部分の要約を記載してください。（500字以内）

○ 研究個別情報の入力

1. 「研究分野」について

以下の7分野から選択し、該当する研究分野を選択してください。

(1) 農林水産物の生産力向上・食料安定供給

(2) 食品の安全確保

(3) 地球温暖化への対応とバイオマスの利活用

(4) 農林水産業の6次産業化、国内農林水産物の消費拡大等に資する農林水産物・食品の高品質・高機能化

(5) 新分野創出のための生物機能利用技術開発

(6) 生物及び世帯系の機能の解明及び高度利用

(7) 国際的な食料・環境・エネルギー問題への寄与

2. 「主な専門分野」について

応募する研究課題の実施に当たって、主体となる技術が含まれる専門分野を、別添2の「専門分野コード表」に従い1つ選択し、4桁の「専門分野コード番号」を半角数字で記載してください。なお、該当する専門分野コードがない場合は、9999を入力してください。

(記載例1)

2. 主な専門分野	0101
-----------	------

(記載例2)

2. 主な専門分野	9999
-----------	------

3. 「国際共同研究の有無」について

応募する研究課題の内容に、国際共同研究を含む場合は、「有」を選択してください。

※ 国際共同研究を行えるのは、技術シーズ開発型研究一般枠と発展型研究一般枠のみです。

4. 「研究代表者連絡先」について

審査結果等の通知のため、研究代表者の勤務する研究施設の住所等を記載してください。

5. 「研究分担の状況」について

研究分担者を設定している場合は、その担当する中課題名、担当者名、所属機関名を箇条書きで記載してください。

(記載例)	
5. 研究分担の状況	1. □□に関する多様性の解明と機能解析 (□田□夫：□□研究所) 2. △△の分子生物学的研究 (▲川▲男：△△大学) 3.

○ 応募時予算額の入力

研究期間中に要する研究費について、年度ごとに、直接経費（物品費、人件費・謝金、旅費、その他）と間接経費とに分けて記載してください。研究終了以降の年度の欄に「0」を記載してください。

専門分野コード表

(別添2)

専門分野		コード
農学	育種学	0101
	作物学	0102
	園芸学・造園学	0103
	植物病理学	0104
	応用昆虫学	0105
	害虫学	0106
農芸化学	植物栄養学・土壌学	0201
	応用生物学	0202
	応用生物化学	0203
	応用微生物学	0204
食品科学	食品工学	0301
	食品評価学・食品分析学	0302
	食品機能学	0303
	食品栄養学	0304
	発酵学	0305
林学	林学・森林工学	0401
	林産学	0402
水産学	水産学一般	0501
	魚類養殖学	0502
	魚類栄養学	0503
	水産化学	0504
農業工学	農業土木学・農村計画学	0601
	農業環境工学	0602
	農業情報工学	0603
畜産学・獣医学	畜産学・草地学	0701
	応用動物科学	0702
	基礎獣医学・基礎畜産学	0703
	応用獣医学	0704
	臨床獣医学	0705
	家畜繁殖学	0706
境界農学	境界農学	0801
	環境生物学	0802
	環境微生物学	0803
	環境生態学	0804
	応用分子細胞生物学	0805
	生物工学	0806
医・薬学	基礎医学	0901
	社会医学	0902
	臨床医学	0903
	薬学	0904
工学	機械工学	1001
	電気電子工学	1002
	プロセス工学	1003
	土木工学	1004
	化学システム工学	1005
	化学工学	1006
理学	複合科学 (分析化学、機能物質化学、生態関連化学等)	1101
	材料科学	1102
	基礎生物学 (遺伝・ゲノム動態、生態・環境、植物生理、動物生理等)	1103
	生物科学 (機能生物化学、分子生物学、細胞生物学等)	1104
その他		9999